

障害者の家族のための自動車税減免

「月1回通院」は本当に必要？

医師が損益を解説

自治体公式HP・2026年5月時点

1 / 19



医知創造ラボ

こんな場面、ありませんか？

- ① 家族から「自動車税減免のために月1回通院させて」と頼まれる
- ② 患者本人は「本当に減免されるか自信がない」と言う
- ③ 医学的に必要のない通院を増やしている疑いがある
- ④ 文書料・交通費でかえって損？
- ⑤ 医師として通院証明書を書いて良いか迷う

この動画を見終わると、すべてに答えられます。



結論：今日の3つのキーマッセージ

✓ Key Messages

①

「月1通院しないと
減免NG」は半分誤解



明文要件は
山形・鹿児島(単身)・
神奈川(施設)など
一部のみ

②

減免メリット vs
追加コストで損益逆転



最大**45,000円**減免
vs **年3-5万円**の
追加コスト

③

医療費助成の有無が
損益分岐の**最大変数**



マル福・マル障など
重度心身障害者
医療費助成



自動車税減免 — 全体像

■ 対象となる手帳 4種類



身体障害者手帳
(等級は自治体で異なる)



戦傷病者手帳



療育手帳
(愛の手帳)



精神障害者保健福祉手帳

■ 運転者パターン



本人運転

今日のテーマ



家族運転

¥ 減免上限 45,000円 / 年 (2.5L以下の自家用車は実質全額免除)



家族運転で減免を受ける3要件

①

生計同一

- 東京都 = 同居 or 障害者宅から2km以内の親族
- 福岡県 = 扶養事実が確認できれば別居も可

②

専ら通院・通学・通所・生業

- 「専ら」= 主としてそのため
- 買い物併用車は対象外

③

障害者1人につき1台のみ

- 軽自動車税減免との併用 不可
- 買い替え時は旧車抹消・移転後でないとな新車減免不可



※生計同一の定義は自治体差大



減免額 — 車両クラス別早見表

車両クラス	通常年税	減免後負担
軽自動車	10,800円	0円
1.0L以下	25,000円	0円
1.5L以下	30,500円	0円
2.0L以下	36,000円	0円
2.5L以下	43,500円	0円
3.0L以下	50,000円	5,000円(45,000減免)
13年超ガソリン(2.0L)	41,400円	0円

¥ 上限 45,000円(通常) / 51,700円(13年超グリーン化重課)

! 軽自動車税減免と自動車税減免は併用不可



目 山形県HP 公式条文

“ 「通院・通学・通所または生業のために、継続的に**月1回以上**使用することが条件」

“ 「通院先が複数ある場合、**年間で利用回数をならし月1回以上**の使用が証明されていれば対象」

“ 「同日同病院の別診療科への通院等、月1回以上の使用が認められない場合は要件に該当しない」

➔ 同病院別科 同日受診は**1回扱い**

➔ 複数病院は**年間平均でOK**

出典：[山形県 自動車税Q&A]

目 鹿児島市HP 公式条文

“ 「専ら当該障害者の継続的（1年以上）かつ、日常的（週3回以上）に通院・通学・通所又は生業のために、当該障害者を常時介護する者が運転する自動車」

① 期間

1年以上継続

② 頻度

週3回以上

③ 主体

単身障害者＋介護者運転

➔ 通所介護・透析など週複数回利用が前提のケース

➔ 透析患者なら自動的に要件を満たす

出典：[鹿児島市 自動車税減免等]

📄 神奈川県 HP 公式条文

“ 「障害者の方が福祉施設等に入所している場合は、
障害者の方の帰宅や通院等のために継続的に
週1日以上使用していることが証明されたものについては、
もっぱら障害者の方が使用する自動車とする取扱いをしています」 ”

グループホーム入所中の家族



家族が週1日以上
送迎・帰宅・通院



施設長の証明書＋
週1以上の使用証明



出典：[神奈川県 障害者使用自動車減免]

主要自治体 頻度要件マトリクス

自治体	頻度要件
① 明文で頻度要件あり	
山形県	月1回以上（継続的に）
鹿児島市（単身障害者）	週3回以上（1年以上継続）
神奈川県（施設入所者）	週1日以上
② 明文の頻度規定なし	
東京都／埼玉県／福岡県／ 千葉県／新潟県／長野県／兵庫県	「専ら通院等に使用」のみ規定



多くの自治体で「月1通院」は法令上の必須要件ではない

なぜ「月1回通院」が広まったか



「条文要件」と「運用慣行」の違い

「月1回通院しないと減免NG」と患者・家族に伝わってきたのは、運用慣行の影響が大きい。申請前に都道府県の公式条文を確認することが第一歩。

月1回通院で増えるコスト 3項目

① 通院証明書 文書料



個人クリニック

2,200～3,300円



中規模病院

3,300～5,500円



大学病院

5,500～11,000円

(毎年 or 2年毎更新)

② 再診料・処方料



医療費助成あり

→ 0円



助成なし(1割)

→ 1,000～
1,500円/回

※マル福・マル障など重度心身
障害者医療費助成

③ 交通費・駐車場・時間損失



交通費

500～2,000円



駐車場

500～1,500円



家族の時間損失

3,000円相当

合計

1回 4,000～6,500円



損益シミュレーション 3ケース (年単位)

1 助成あり・本来3ヶ月毎・2.0L

年間
損益 **+1,000円**

内訳

 減免	+36,000円
 追加コスト(通院等)	-32,000円
 通院証明書 文書料	-3,000円

 判定 **ほぼ均衡**

2 軽自・本来半年毎・助成あり

年間
損益 **-32,200円**

内訳

 減免	+10,800円
 追加コスト(通院等)	-40,000円
 通院証明書 文書料	-3,000円

 判定 **明確に損**


3 助成なし・本来年1回・2.0L

年間
損益 **-30,000円**



内訳

 減免	+36,000円
 追加コスト(通院等)	-44,000円
 再診料・処方料(1割負担)	-16,500円
 通院証明書 文書料	-5,500円

 判定 **大幅に損**

 ※すべて自家用車・家族運転・月1通院切替時

損益分岐 早見表 (2.0L車想定)

本来の通院頻度	医療費助成あり	医療費助成なし
月1既存	◎ 大きく得 	◎ 得 
2ヶ月毎	○ 得 	△ 均衡 
3ヶ月毎	△ 均衡 	× やや損 
半年毎	× 損 	×× 大幅損 
年1回	×× 大幅損 	××× 著明損 

! 得になるのは「月1～2ヶ月毎 + 医療費助成あり」に限定

※軽自・1.5L以下は各セル1段階厳しく

不必要な月1通院 – 4つの医学的デメリット

① 患者本人の身体・精神負担



下肢機能/心臓/
内部障害は
移動自体が症状悪化

② 院内感染リスク



呼吸器感染・薬剤耐性菌・
新興感染症
免疫低下患者ほど
通院増＝感染リスク増

③ 家族介護者のバーンアウト



仕事を休む・送迎準備・
遠方なら半日～1日消費

④ 医療提供側の負担



外来枠浪費・採血の過剰判断・
証明書事務
年12回の追加検査は
国民医療費にも影響

通院証明書で困る依頼パターン

❌ 応じられない依頼

- ❶ 「来ていない月分も書いて」
→ 虚偽診断書等作成罪（刑法160条）の重大事案
- ❷ 「来月から月1で来るから書いて」
→ 証明書は過去実績ベース。
将来予約は不可
- ❸ 「他院通院分も合算して書いて」
→ 自院分のみが原則。
他院は個別取得or領収書代替

VS

✅ 医師ができること

- 実際の**通院実績**を正確記入
- 医学的に必要な通院頻度を**医学所見**として記入
- 「無理な月1通院」の**デメリット**を家族と共有



医師個人の責任問題になりうる**重大事案**

医師の判断軸 — 勧められる人・勧められない人



強く勧められる人
(4条件すべて)

- 1.5L以上の自家用車
- 重度心身障害者医療費助成(マル福・マル障など)あり
- もともと月1回以上の通院が必要
- 自治体の頻度要件を満たせる

例：透析・緩和ケア進行癌・難治てんかん・不安定狭心症・心不全急性増悪後



中立
(個別試算)

- 本来2~3ヶ月毎の慢性疾患

例：糖尿病・高血圧・PD安定期



勧められない

- 本来半年~年1回でOK
- 軽自動車
- 認知症進行例(通院が不穏トリガー)
- 遠方の専門病院(通院に半日以上)
- 文書料5,500円超の大病院

- 1 「月1通院」は全国共通の必須要件ではない**
(明文要件は山形・鹿児島(単身)・神奈川(施設)など一部のみ)
- 2 減免メリットと追加コストを年単位で試算**
(減免額<追加コストになる例は珍しくない)
- 3 医療費助成(マル福・マル障など)の有無が損益分岐の最大変数**
- 4 医学的に必要な通院頻度を歪めない**
(不必要月1通院=本人負担増・感染リスク・家族時間損失)
- 5 申請前に都道府県条文と県税事務所に事前確認**
(誤解に基づく無理な通院を避ける唯一の方法)

「減免のための月1通院」より「医学的に妥当な通院頻度」を

ご視聴ありがとうございました

医知創造ラボ

チャンネル登録・高評価をお願いします

▼ 関連動画



「パーキンソン病で
内服できなくなったら」



「脳梗塞×寝たきり×
身体障害申請」



「認知症の食事拒否」

参考：東京都主税局／山形県／神奈川県／鹿児島市／福岡県／埼玉県／長野県等の自治体公式HP（2026年5月時点）／
重度心身障害者医療費助成（マル福・マル障）／国税庁医療費控除 No.1122

